

■除草剤：農業用

アッパレ[®] Zフロアブル

成分 ピラクロニル……3.7%
 プロピリスルフロン……1.7%
 プロモブチド……16.8%
 物理的・化学的性状 類白色水和性粘稠懸濁液体

登録番号：23778
 毒性：－
 消防法：－
 有効年限：3年

包装：500ml×20 2ℓ×6

◆特長

- ノビエ、SU抵抗性雑草（ホタルイ、ミズアオイ、アゼナ等）に高い効果を発揮します。
- プロモブチド配合により、特にホタルイに対して安定した効果を示します。
- 効果発現が速く、効果が長期間持続します。

◆適用と使用方法

作物名	適用雑草名	使用時期	使用量	本剤の使用回数	使用方法	ピラクロニルを含む農薬の総使用回数	プロピリスルフロンを含む農薬の総使用回数	プロモブチドを含む農薬の総使用回数
移植水稲	水田一年生雑草及び マツバイ ホタルイ ヘラオモダカ ウリカワ ミズガヤツリ クログワイ ヒルムシロ セリ エゾノサヤヌカグサ オモダカ コウキヤガラ シズイ アオミドロ・藻類による表層はく離	移植後3日～ノビエ3葉期 ただし、移植後30日まで	500ml / 10a	1回	原液湛水散布 又は 水口施用	2回以内	2回以内	2回以内
直播水稲	水田一年生雑草及び マツバイ ホタルイ ウリカワ ミズガヤツリ ヒルムシロ セリ	稲1葉期～ノビエ3葉期 ただし、収穫90日前まで			原液湛水散布			

ラベルをよく読み、ラベルの記載以外には使用しないで下さい。

◆注意事項

- (1) 使用量にあわせて秤量し、使い切ること。
- (2) 使用前には容器を軽く振ること。
- (3) 本剤は雑草の発生前から生育初期に有効なので、ノビエの3葉期までに時期を失しないように散布すること。なお、多年生雑草は生育段階によって効果にフレが出るので、必ず適期に散布するように注意すること。
ミズアオイは1葉期まで、ホタルイ、ミズガヤツリは4葉期まで（但し、直播水稲は3葉期まで）、ヘラオモダカ、ウリカワは3葉期まで、ヒルムシロは発生期まで、セリは再生前から再生始期まで、エゾノサヤヌカグサは2葉期まで、オモダカ、クログワイは発生前から発生始期まで、コウキヤガラは発生始期まで、シズイは草丈3cmまで、アオミドロ・藻類による表層はく離は発生前が本剤の散布適期である。また、オモダカ、クログワイ、コウキヤガラ、シズイは発生期間が長く遅い発生のもまで十分効果を示さない場合があるので、必要に応じて有効な後処理剤との組み合わせで使用すること。
- (4) 直播水稲栽培では、稲の根が露出する条件では薬害が生じるおそれがあるので注意すること。
- (5) 水口処理の場合は、入水時に本剤を水口に施用し、流入水とともに水田全面に拡散させ、処理後田面水が通常の湛水状態（湛水深3～5cm）に達したときに必ず水を止め、田面水があふれ出ないように注意すること。
- (6) 著しい多雨条件では、除草効果が低下する場合があるので使用をさけること。
- (7) 散布に当たっては、水の出入りを止め湛水状態（水深3～5cm）で均一に散布すること。本剤散布後、少なくとも3～4日間は通常の湛水状態を保ち、散布後7日間は落水、かけ流しはしないこと。
- (8) 浅植え、浮き苗が生じないように、代かき、均平作業及び植え付けはていねいに行うこと。未熟有機物を施用した場合は、特にていねいに行うこと。
- (9) 下記のような条件では薬害が発生するおそれがあるので使用をさけること。
 - ・ 軟弱な苗を移植した水田
 - ・ 極端な浅植えをした水田
 - ・ 極端な深水となった水田
 - ・ 砂質土で漏水の大きな水田（減水深2cm/日以上）
- (10) 本剤は、その殺草特性から、いぐさ、れんこん、せり、くわいなどの生育を阻害するおそれがあるので、これらの作物の生育期に隣接田で使用する場合は十分注意すること。
- (11) いぐさ栽培予定の水田では使用しないこと。
- (12) 本剤を使用した水田の田面水は、他作物の灌水に用いないこと。
- (13) 容器等は圃場などに放置せず、適切に処理すること。
- (14) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法などを誤らないように注意するほか別途提供されている技術情報も参考にして使用すること。特に初めて使用する場合や異常気象の場合には、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

◆安全使用上の注意

- (1) 散布の際は手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用すること。
- (2) 作業後は手足、顔などを石けんでよく洗い、うがいをすること。

◆魚毒性

- (1) 水産動植物（藻類）に影響を及ぼすので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。
- (2) 散布後は水管理に注意すること。

- (3) 散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。